

# 新潟県立阿賀野高等学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの生徒にも起こり得る」という認識のもと「いじめ防止」に向けて組織をあげて取り組みます。

いじめ防止対策のために、「いじめ防止対策委員会」を組織し、保護者・地域・関係機関とも連携しながら適切に対応します。また、いじめを認知した際には、県教育委員会に報告するとともに、指導の方向性、保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用等について相談する等密接に連携し対応します。

特に、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、警察と連携し適切に援助を求めます。

本基本方針には、「新潟県立阿賀野高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めます。

## 1 組織的な対応をします

- 「いじめ防止対策委員会」を設置し、様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、いじめを受けたとされる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめ及びいじめ類似行為をはじめとする生徒指導上の諸問題や人権・同和教育に関する校内研修を年間計画に位置付け実施します。

## 2 いじめの防止に努めます

- 生徒一人ひとりに対して、豊かな心と人権感覚を身につけさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを見過ごさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 生徒一人ひとりが、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- 携帯電話安全教室などの全校集会を開催する等インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方などの情報モラル教育を進めます。
- いじめ発生時の対応をあらかじめ示すことで、生徒及びその保護者に対し、安心感を与えると同時に、いじめの加害行為の抑止につなげます。

### 3 いじめの早期発見に努めます

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくいことを、教職員一人ひとりが強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- 生徒との信頼関係を深め、生徒が相談しやすい人間関係を築きます。
- 保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒・保護者にいじめに関する相談窓口を周知にします。
- いじめを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。

### 4 いじめへの対処に努めます

- いじめはいじめている側に問題があるという認識のもとに、いじめられている生徒を徹底的に守ります。
- いじめを受けたとされることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめを行っている生徒については、その行為が人権侵害であり、場合によっては犯罪行為につながることをしっかり理解させます。
- 双方の保護者に対して、説明責任を果たし、学校と保護者が協力していじめの解決に向け取り組みます。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- 専門機関や地域関係機関と連携し、いじめの早期解決に努めます。
- 学校は、認知したいじめを県教育委員会に報告し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し対応します。

令和4年3月改定  
新潟県立阿賀野高等学校